

# 第13回新ごみ処理施設整備等調査特別委員会会議記録

日 時 令和3年5月24日（月曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午後 1時 0分 開議  
午後 1時20分 散会

## 付託事件

- (1) 新ごみ処理施設の建設工事に関する事項
- (2) 周辺地域及び生活環境向上施設等の整備に関する事項

## 1 本日の会議に付した事件

- (1) 下入野健康増進センターの指定管理者選定について
- (2) 中間報告書（案）について

## 2 出席委員（26名）

委員長	福島辰三君	委員	滑川友理君
委員	萩谷慎一君	委員	土田記代美君
委員	田中真己君	委員	中庭次男君
委員	佐藤昭雄君	委員	綿引健君
委員	木本信太郎君	委員	後藤通子君
委員	田口文明君	委員	森正慶君
委員	鈴木宣子君	委員	黒木勇君
委員	高倉富士男君	委員	飯田正美君
委員	小泉康二君	委員	大津亮一君
委員	渡辺政明君	委員	内藤丈男君
委員	栗原文隆君	委員	袴塚孝雄君
委員	五十嵐博君	委員	安藏栄君
委員	田口米蔵君	委員	松本勝久君

## 3 欠席委員（1名）

副委員長 小川勝夫君

## 4 委員外議員出席者（なし）

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	小田木健治君	政策企画課長	宮川孝光君
総務部長	園部孝雄君	行政経営課長	熊田泰瑞君

財 務 部 長	白 田 敏 範 君	財 務 部 參 事 兼 財 政 課 長	梅 澤 正 樹 君
市 民 協 働 部 長	川 上 幸 一 君	市 民 協 働 部 長 副 部 長	小 嶋 い つ み 君
市 民 協 働 部 技 監 兼 体 育 施 設 整 備 課 長	青 山 和 夫 君		
生 活 環 境 部 長	佐 藤 則 行 君	衛 生 事 業 課 長	黒 澤 純 一 郎 君
清 掃 事 務 所 長	武 田 和 馬 君		

6 事務局職員出席者

事 務 局 長	小 嶋 正 徳 君	事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	天 野 純 一 君
議 事 課 長	大 嶋 実 君	議 事 課 長 補 佐	綱 島 卓 也 君
書 記	武 田 侑 未 子 君	書 記	昆 節 夫 君

午後 1時 0分 開議

○福島委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第13回新ごみ処理施設整備等調査特別委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、小川副委員長が検査のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

これより、議事に入ります。

初めに、下入野健康増進センターの指定管理者選定について、執行部から説明願います。

青山技監兼体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 それでは、下入野健康増進センターの指定管理者選定につきまして、市民協働部体育施設整備課提出資料により説明をさせていただきます。

下入野健康増進センターの設置管理条例につきましては、本年第1回市議会定例会におきまして御承認をいただき、また、市民サービスの向上、効果的、効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入する方針として決定していただいておりますけれども、施設の特性等を踏まえ、指定管理者の選定方法につきまして、改めて御報告させていただくものでございます。

最初に、1の(1)の指定管理者選定に関する基本的な考えといたしまして、下入野健康増進センターは、地域住民の健康増進とともに地域の活性化に寄与することを基本理念として整備を行っており、施設内容として、屋内プール、トレーニング室、温浴施設等を含む複合施設となっております。そのため指定管理者の選定に当たりましては、地域住民への還元性としての施設の特性を踏まえた安定した施設の管理運営や地元住民等に対する対応をはじめ、次に掲げる課題を考慮する必要があると考えております。

1番目といたしまして、提供する事業内容と既存体育施設における事業内容との整合性、2番目といたしまして、競技団体や水泳授業の利用に係る他の体育施設を含めた利用調整、3番目といたしまして、災害時などの避難所の開設、運営などでございます。

続きまして、(2)の体育施設の管理運営状況でございますが、本市におきましては、スポーツの振興を図るとともに、市民の心身の健全な発達に資するために体育施設を設置しておりまして、平成18年度の指定管理者制度導入時から現在まで、一括して水戸市スポーツ振興協会を非公募で指定管理者の指定を行っております。

また、これまで水戸市スポーツ振興協会は、市に代わって体育施設の管理業務のほか、市民のニーズを踏まえながら、幼児から高齢者までの多くの市民を対象とした種目別スポーツ教室、健康づくり教室、水泳教室等の運営事業を担っております。さらに、市の体育施設を管理運営するに当たりまして、災害時の避難所の開設及び運営について協定を締結しているところでございます。

恐れ入りますが、ページを返していただきまして2ページを御覧願います。

続きまして、2の指定管理者の選定方針につきましては、(1)採用する選定方法と候補者といたしまして、上記1の(1)、(2)を踏まえまして、水戸市スポーツ振興協会を非公募で指定管理者候補者とするものでございます。

選定理由といたしまして、水戸市スポーツ振興協会は、本市の既存の体育施設の指定管理者として一体的

に体育施設を管理運営し、競技団体等とも信頼関係が既に構築されており、大会開催時などにおいて既存の体育施設を含めて総合的に利用調整ができること、また、施設の管理やスポーツ指導の分野において専門的なスタッフを有し、各体育施設で実施している各種健康づくり教室等の事業が市全体として整合を取って運営することができ、災害時の運営においても組織的な対応が十分できるなど、体育施設の一体的な管理運営により、施設の効率的かつ効果的な管理運営を図ることができることなどが主な理由でございます。

最後に、(2)下入野健康増進センターの指定管理者選定方針といたしまして、選定方法は非公募とし、水戸市スポーツ振興協会とする。指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とする。こちらにつきましては、他の体育施設とあわせた指定期間とするものでございます。

業務の範囲は、(1)運営業務、(2)維持管理業務、(3)施設の利用促進に関する業務、収入の取扱いは、利用料金制としております。

なお、資料3ページに位置図を、4ページに施設の配置図を添付してございますので、御参照願います。説明は以上になります。

○福島委員長 ただいま執行部から説明がございましたが、内容について何か御質問等がございましたら、発言願います。

萩谷委員。

○萩谷委員 ありがとうございます。

ただいまの説明で水戸市スポーツ振興協会ということが出てきたんですけども、収入の取扱いが利用料金制となっています。これまでスポーツ振興協会で、この利用料金制度に対応してきた事例があるのかどうか。今回、当然、指定管理料の上限額を決めてやっていくわけなんですけど、スポーツ振興協会ではうまくいく見通しがあるのかどうか。その辺について御説明いただければと思います。

○福島委員長 はい、青山課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 利用料金制につきましては、現在スポーツ振興協会が管理しております既存の体育施設全般に適用してございますので、そちらの取扱いについては十分行えるものと考えております。

○福島委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 この施設の指定管理については、前回の委員会におきましても論議をさせていただいたところでもありますけれども、この指定管理者の導入については、人件費の削減とか、様々な経費削減によって指定管理者の優位性があるんだと、こういうふうな御説明をいただいたところでもあります。庁内で検討した人件費等については3,000万円程度の差異があると、こういうふうなお話の説明を受けたわけでもありますけれども、スポーツ振興協会等について選定したことについては賛意を表するわけでもありますけれども、人件費等の見通しについては、これまで市が提案してきた内容とあまり差がない、もしくはそれ以上の効果が期待できると、こういうふうな判断からこのように至ったというような経緯でよろしいでしょうか。

○福島委員長 青山課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

年間の管理運営費の人員費につきましては、スポーツ振興協会に試算していただいたところ、本年2月24日の当特別委員会においてお示ししております民間の指定管理者の見積額と同水準の金額となっております。サービスにつきましても同様な考えでございます、十分行っていけるものと考えております。

○福島委員長 松本委員。

○松本委員 スポーツ振興協会が結局、指定管理として非公募でもって運営をしていただくということになるわけなんですけれども、ここに充てる人数、今のスポーツ振興協会にいる人数と、今度、管理をすることになる人数は同じでやるのか。あるいはもっと職員を増やすのか。その辺のところの考えを聞かせてください。

○福島委員長 青山課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

こちらの下入野健康増進センターの人員配置につきましては、スポーツ振興協会とこれまでも協議してまいりまして、既存の体育施設の人員配置や下入野健康増進センターの施設内容を考慮いたしまして、正規職員としては、施設長をはじめ4名の配置を考えているところでございます。ただ、現在のスポーツ振興協会の人員につきましては、既存の体育施設で正職員につきましては、配置がぎりぎり、ほかの施設からこの下入野健康増進センターに配置換えをすることは困難であると考えておりますので、新規にその部分は職員のほうを採用していく考えでございます。

○福島委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 ないようでございますので、本件について終わります。

次に、中間報告書（案）についてでございます。前回の委員会において、正副委員長に御一任いただきました中間報告書の案文を取りまとめ、お手元に配付させていただきました。

なお、本日の審議内容につきましては省略しておりますので、御了承願います。

本日は副委員長が欠席のため、内容につきましては事務局より朗読させますので、お聞き取りを願います。事務局。

○事務局 朗読します。

新ごみ処理施設整備等調査特別委員会中間報告書（案）。

さきの令和元年第2回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました新ごみ処理施設の建設工事に関する事項等の現在に至るまでの調査の経過等について、水戸市議会会議規則第45条の規定に基づき中間報告します。

本市においては、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、新たなごみ処理施設の整備を計画し、整備計画及び周辺地域における生活環境整備等について調査、検討することが求められたところであり、令和元年6月25日の第2回市議会定例会において、議長を除く全議員をもって当委員会を設置し、新ごみ処理施設の建設工事に関する事項並びに周辺地域及び生活環境向上施設等の整備に関する事項について付託を受け、議会が調査終了を議決するまで継続して調査を行うことが認められたものであります。

以来、今日まで13回にわたり委員会を開催し、新ごみ処理施設の建設工事に関する事項等について、慎重に調査、検討を重ねてまいりました。

当委員会は、第1回委員会を令和元年6月25日に開催し、正副委員長の互選を行い、委員長に福島辰三、副委員長に小川勝夫君を選出した後、今後の審議の進め方については、正副委員長に一任することに決定しました。

第2回委員会は、令和元年8月9日に開催し、初めに、執行部から、新ごみ処理施設整備等に係るこれまでの経緯及び今後のスケジュールについて説明を受け、第三最終処分場の処理方法等について、種々質疑応答を重ねました。

次に、執行部から、新斎場の火葬炉の選定等について説明を受け、火葬炉の仕様及び選定方法等について、種々質疑応答を重ねました。

続いて、建設工事中である新ごみ処理施設の進捗状況を確認するため、現地視察を行うことを決定しました。

第3回委員会は、令和元年8月22日に開催し、委員から、前回に引き続き、新斎場の火葬炉の選定等について、より詳細な説明を求める発言があり、選定評価委員会の構成員及び審議内容等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「火葬炉の適切な選定のため、選定評価委員会の審議内容については、入札過程において開示可能な部分と評価そのものを非開示とする部分とを十分精査し、可能な限り開示するよう努められたい」等の意見が出されました。

この後、新ごみ処理施設建設事業用地の現地視察を実施しました。

第4回委員会は、令和元年11月21日に開催し、初めに、執行部から、健康増進等施設建設工事、電気設備工事及び機械設備（給排水）工事について説明を受け、施設内のプールの整備概要等について、種々質疑応答を重ねました。

次に、健康増進等施設建設事業用地、新斎場建設事業用地及び建設工事が完了し試運転を開始した新清掃工場「えこみっと」について、現地視察を行うことを決定しました。

第5回委員会は、令和元年12月20日に開催し、健康増進等施設建設事業用地、新斎場建設事業用地及び新清掃工場「えこみっと」の現地視察を実施しました。

第6回委員会は、令和2年2月10日に開催し、執行部から、新たなごみの分別区分などについて説明を受け、資源物の分別・収集方法等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「新たな分別方法の周知徹底に取り組まされたい。また、新制度移行後においては、柔軟かつ丁寧な収集業務に当たられたい」、「資源物の収集回数について、排出状況や市民要望等を踏まえた上で十分検討されたい」、「他市町村からの資源物の持込み等を防ぐための方策について検討されたい」等の意見が出されました。

第7回委員会は、令和2年8月26日に開催し、執行部から、水戸市一般廃棄物第三最終処分場に係る工事請負契約の変更について説明を受けました。

第8回委員会は、令和3年2月24日に開催し、初めに、執行部から、水戸市新斎場建設基本設計（案）概要版について及び水戸市下入野健康増進センターに関することについて説明を受けました。

次に、執行部から、下入野健康増進センターへの指定管理者制度の導入について説明を受け、管理運営の

考え方等について、種々質疑応答を重ねました。

また、管理運営費の積算根拠について、委員会への資料の提出を求めました。

第9回委員会は、令和3年3月4日に開催し、執行部から、前回に引き続き、下入野健康増進センターにおける管理運営費の算定及び収益の取扱いについて説明を受け、年間管理運営費に関する価格調査結果について、施設利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制を導入する理由等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「市有施設において利用料金制を導入する際の基準等を明確にした上で、施設の効率的な運営に努められたい」等の意見が出されました。

また、指定管理料及び利用料金等収入の考え方について、精査の上、委員会への資料の提出を求めました。

第10回委員会は、令和3年3月5日に開催し、執行部から、前回に引き続き、下入野健康増進センターにおける管理運営費等及び指定管理候補者の選定について説明を受け、利用料金等収入の取扱いについて、指定管理者の選定方法等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「指定管理者の選定方法について、執行部としての考え方を精査し、委員会に報告されたい」等の意見が出されました。

第11回委員会は、令和3年3月22日に開催し、付託議案の審査を行いました。その審査の経過及び結果については、令和3年第1回市議会定例会において報告したとおりであります。

第12回委員会は、令和3年5月10日に開催し、中間報告書（案）の作成について、正副委員長に一任することに決定しました。

第13回委員会は、本日開催されているところでございますので、本日の審査結果を踏まえ、取りまとめさせていただきます。

続きまして、当委員会の現在に至るまでの調査の概要については、以上のとおりであります。

当委員会におきましては、新ごみ処理施設の建設及び周辺整備について、慎重に調査、検討を重ね、新清掃工場「えこみっと」、第三最終処分場及びアクセス道路等の着実な整備が図られたことを確認したところであります。

執行部においては、引き続き、新ごみ処理施設の効率的な運営に努めるとともに、さらなる市民福祉の向上に向け、下入野健康増進センターや新斎場等の生活環境向上施設の整備に鋭意取り組むことを求めるものであります。

当委員会といたしましても、引き続き、調査、検討を進めてまいりますので、関係各位のなお一層の御協力をお願い申し上げます。中間報告とします。

令和3年6月。

水戸市議会議長、須田浩和様。

新ごみ処理施設整備等調査特別委員会、委員長、福島辰三。

以上です。

○福島委員長 内容につきましては、以上のとおりであります。

ただいまの案文について何かございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 ないようでございますので、それでは、ただいまの報告書（案）に本日の委員会における審

査状況を追加することになりますが、追加する報告書につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、本会議における中間報告につきましては、私が概要報告書を朗読させていただくこととなりますので、御承知おき願います。

以上をもちまして、本日の特別委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時20分 散会